

特定農薬（特定防除資材）として指定された天敵の留意事項に係る通知の 発出の経緯について

1 特定農薬について

平成15年3月4日農林水産省・環境省告示第1号（特定農薬を指定する件）により指定されている特定農薬として、「エチレン*」、「次亜塩素酸水（塩酸又は塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る。）*」、「重曹」、「食酢」及び「天敵」の5資材がある。

2 留意事項通知の発出の経緯

特定農薬のうち、天敵については、採取された場所と異なる都道府県で使用された場合に自然環境や生態系に対して有害な影響をもたらす可能性が否定できないことから、告示において特定農薬の範囲について、使用場所と同一の都道府県内で採取されたものに限っている。

指定した当初、採取したものを増殖して使用する場合、増殖、販売及び使用に係る管理措置が適切に図られず、自然環境や生態系に有害な影響を与える可能性が否定できなかったことから、天敵の増殖利用を認めていなかった。

その後、天敵の増殖利用に係る管理措置の内容の提案を受け、平成20年11月21日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会合同会合で審議した結果、管理措置が適切に実施されるのであれば、天敵の増殖利用を認めて差し支えないとされた。このため、管理措置の内容を記載した留意事項通知を発出することとした。

3 本通知の発出の経緯

平成25年11月1日に開催された農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合において、留意事項通知には記されていなかった天敵の範囲及び天敵を増殖する場所についても明記した上で、天敵の使用、増殖又は販売に関して改めて使用者等に対し、情報提供することが適切であるとされた。

これを踏まえ、天敵の使用、増殖又は販売に伴う自然環境や生態系への悪影響を避けるため、告示に規定する天敵の範囲及び天敵を使用等に当た

り留意すべき事項を定め、新たに通知を発出することとした。

※平成26年3月28日農林水産省・環境省告示第2号（特定農薬を指定する件の一部を改正する件）が公布され、新たに追加されたもの。